

社会福祉法人登録免許税非課税証明願（別記様式1）

平成 年 月 日

福島県知事 様

住 所
法人名
代表者

(代表者印)

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

記

証明を受けようとする不動産	所 在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

第 号
平成 年 月 日

福島県知事

社会福祉法人登録免許税非課税証明願の添付書類

(作成上の注意)

- 1 書類は各1部作成すること。(証明願は2部必要)
- 2 記載にあたっては、不動産登記簿に記載された物件の表示と同一にすること。
表示の省略は不可。
- 3 原本の写しを添付する場合は、適切な証明権者の原本証明を行ったものを添付すること。

(添付書類等)

- (1) 不動産登記簿謄本(原本)
- (2) 基本財産編入及び定款変更誓約書
※ 別記様式2
(既に基本財産となっている場合、賃借権の設定登記など定款への記載を伴わない場合は不要)
- (3) 不動産売買契約書、不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 購入、賃貸借にかかる理事会議事録の写し
- (5) 位置図、公図、各階平面図(建物)の写し
- (6) 事業計画書(任意様式)
※ 当該不動産の用途・計画(スケジュール含む)、収支計画書等により、具体的に説明してください。
また、法人経営上、問題がないかどうか示してください。
- (7) 福島県収入証紙300円分(証明願1件につき)
※ 平成23年7月1日保健福祉事務所受理分から発生しますのでご注意ください。
※ 東日本大震災の被災に伴い新たな不動産が必要となったと認められる場合、平成24年3月末日までの受理分については免除します。事業計画書に具体的な状況を記載してください。

(留意事項)

- ◆ 該当する事案がある場合、証明願1部に上記添付書類(1)～(6)を添付して、まずは、所轄の保健福祉事務所総務企画課(平成23年6月1日より)にご相談ください。
保健福祉事務所における予備審査の結果、証明可能ということになったのち、上記書類一式を保健福祉事務所に申請することになります。
- ◆ 具体的な計画がなく、将来的に社会福祉事業をやりたいという不動産の先行取得や、法人経営を圧迫する可能性の高いものなどに対しては、証明できませんので、あらかじめご了承ください。

社会福祉法人登録免許税非課税証明願（別記様式2）

平成 年 月 日

福島県知事 様

住 所
法人名
代表者

(代表者印)

基本財産編入及び定款変更誓約書

標記について、当法人が今回証明を申請する下記の不動産については、登記手続き完了後、これを基本財産に編入し、これにかかる定款変更手続きを行うことを誓約します。

記

証明を受けようとする不動産	所 在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途